

資 料

## イギリス法と欧州共同体法 (四)

——欧州経済共同体条約第 177 条  
に基づく欧州共同体司法裁判  
所への付託——

付：付託に関するイギリスの裁判所規則

E. フ リ ー マ ン 著  
矢 頭 敏 也 訳

## 目 次

訳者はしがき

欧州経済共同体条約第 177 条に基づく欧州共同体司法裁判所への付託……………	6
第 177 条——どの程度の自由裁量か……………	7
最終審裁判所……………	18
Bulmer 対 Bollinger 事件——詳細な検討……………	21
第 177 条に対するその他の反応……………	29
む す び……………	36

付録：付託に関するイギリスの裁判所規則

1. 最高司法裁判所規則第 114 条（欧州共同体司法裁判所への付託）……………39
2. 1972年刑事法院（欧州共同体司法裁判所への付託）規則……………43
3. 1972年刑事上訴（欧州共同体司法裁判所への付託）規則……………46

*References to the Court of Justice  
under Article 177*

By Elizabeth Freeman

published in *Current Legal Problems 1975*

This Japanese translation is published in Japan by the Institute of Comparative Law, Waseda University, by direct arrangement with Sweet and Maxwell Ltd., London.

## 訳者はしがき

ここに訳出する「エリザベス・フリーマン：欧州経済共同体条約第 177 条に基づく欧州共同体司法裁判所への付託」(Elizabeth Freeman, *References to the Court of Justice under Article 177, Current Legal Problems 1975*, pp. 176-198) は、「イギリス法と欧州共同体法」と題する翻訳シリーズの第 4 番目のもので、「M. A. ミルナー：契約および不法行為における対比」(本誌第 18 巻第 1 号, 1984), 「E. C. ライダー：財産法と共同市場」(本誌第 18 巻第 2 号, 1984), 「E. H. スキャメル：共同市場と法曹」(本誌第 19 巻第 1 号, 1985) に続くものである。

本稿では、上記のフリーマン論文に加えて、欧州共同体司法裁判所の先行判決 (preliminary ruling) を求めて行なわれる、イギリスの国内裁判所からの付託 (reference) に関する手続を定めるイギリスの裁判所規則を末尾に付録とした。すなわち、最高司法裁判所規則第 114 条 (欧州共同体司法裁判所への付託)、1972 年刑事法院 (欧州共同体司法裁判所への付託) 規則、および 1972 年刑事上訴 (欧州共同体司法裁判所への付託) 規則の三つである。

ところで、本論文の中で詳述されている *Bulmer* 対 *Bollinger* 事件において、当時記録長官判事であったデニング卿 (Lord Denning, Master of the Rolls) が定立したガイドラインは、フリーマン教授によって、「欧州共同体司法裁判所への付託という難題について、今後に指針を与えている」と述べられている。その指針は、今日一層の注目を集めていて、たとえば、最近の *Customs and Excise Commissioners v. ApS Samex* [1983] 1 All E.R. 1042 において、ビンガム判事 (高等法院女王座部) は、デニング卿によって作られた基準を適用して、付託命令を出したのである。

本論文の訳出は、早稲田大学大学院法学研究科英米法専修院生であった次の諸氏 (カッコ内現勤務先) の参加を得た研究会で行なった。

今井 雅子 (博士課程後期在学中)

加藤 紘捷 (名古屋自由学院短大)

堀田牧太郎（共立女子大学）

八木 保夫（富山大学）

付録の裁判所規則は、矢頭と今井雅子さんの共訳である。

昭和60（1985）年11月

矢 頭 敏 也

# 欧州経済共同体条約第 177 条に基づく 欧州共同体司法裁判所への付託

エリザベス・フリーマン

最近の *Bulmer* 対 *Bollinger* 事件<sup>(1)</sup> における控訴院の重要な判決は、大いに注目されるべきである。なぜならば、この判決は、欧州共同体司法裁判所 (Court of Justice of the European Communities) (以下「欧州裁判所」と略称する) への付託 (reference) という難題について、今後指針を与えているように思われるからである。この事件で被告は、二つの問題、すなわち、自分が依拠しようとした欧州経済共同体 (以下「EEC」と略称する) 規則 (Regulations) についての解釈、および EEC 条約第 177 条それ自体の解釈に関する問題は、同第 177 条に従って、先行判決 (preliminary ruling) を求めるべく、欧州裁判所に付託さるべしとする命令を求める申立て<sup>(2)</sup> をしたのである。

ウィットフォード判事 (Whitford, J.) による命令をなすことの拒絶は、控訴院によって支持された。デニング記録長官判事 (Lord Denning, M. R.) は次のように述べている。

「貴族院を除いて、その他のイギリスのどの裁判所も、ルクセンブルクの欧州裁判所に問題を付託すべき義務を負わない。EEC 条約の《解釈》に関する問題についてさえも、同じである。第 177 条第 3 項においては『するものとする』(shall) とされているの

(1) *H. P. Bulmer Ltd. v. Bollinger S. A.* [1974] 2 All E. R. 1226, [1974] 3 W. L. R. 202. ([1974] Ch. 401 = 訳者)

(2) この申立ては、最高司法裁判所規則第 114 条に基づくものであった。  
〔後掲付録参照 = 訳者〕

に対して、第177条第2項は『できる』(may)という任意的な用語を用いている。イギリスでは事実審裁判官は、完全な《裁量権》を有している。EEC 条約の解釈について問題が生じた場合には、イギリスの裁判官は自らそれを決定しうる。……控訴院の裁判官もまた、完全な裁量権を有しているのである。彼らは、適当と考えられる場合には、自ら EEC 条約を解釈することができる。』<sup>(3)</sup> スティーヴンソン判事 (Stephenson, L. J.) (スタンプ判事 (Stamp, L. J.) 同調) は、次のように述べた。

「第 177 条第 2 項は権能を与えている。これに対して、第 177 条第 3 項は義務を課している。加盟国の下級審は〔先行〕判決を求めることが『できる』(may) のに対して、最終審ではそれを求める『ものとする』(shall) のである。」

本稿では、先ず、第 177 条を分析し、次に、*Bulmer* 対 *Bollinger* 事件判決と、欧州裁判所への付託に関するイギリスの判例について詳細にみていくことにする。<sup>(4)</sup>

## 第 177 条——どの程度の自由裁量か

欧州裁判所は、国内裁判所について何ら上訴管轄権を行使するものではない。その管轄権の範囲は、関係諸条約自体における権限に依拠している。EEC 条約において、国内裁判所と欧州裁判所の二者間の

(3) [1974] 2 All E.R. 1226 at p. 1233. また、後掲 *Schorsch Meier GmbH v. Hennin* におけるデニング記録長官判事の意見を参照 [後出 23頁, 31頁=訳者]

(4) 本稿執筆以後、この事項について、*EMI Records Ltd. v. CBS United Kingdom Ltd.* [1975] 1 C.M.L.R. 285 において、グレーム判事により重要な判決が下されている。この判決を注で言及する以外は、本文で十分に考察することは可能ではなかった。

つながりについてふれている唯一の条項は第177条であるが、そうしたつながりは上訴的なものではない。第177条は、欧州裁判所が共同体法の解釈および効力に関して判断を下しうる機構について規定している。<sup>5)</sup> かような機構の実効性は、加盟国の国内裁判所からなされる付託の頻度にかかっている。第177条において、最終上訴管轄権を有する国内裁判所と、それを有しないものとの間にはある一線が画されてはいるが、そのことが、必然的に、後者に欧州裁判所へ付託をするについて完全な自由裁量権が与えられている、ということにはならない。

共同体法の執行における国内裁判所の重要性は、次のような諸事由から過度に強調することはできない。

1. 関係諸条約自体は、個人が欧州裁判所において共同体の諸行為を攻撃することを可能にする手続は、非常に限られたものしか定めていない。更に、個人が、その権利を強行し、または条約違反を立証する目的で、欧州裁判所に自国の政府を訴えうるような手続は、全く存在しない。のみならず、欧州裁判所は、共同体法についての個人間の係争の解決のために、専属的にも任意的にも管轄権を有しない。その代わりに、共同体法は、それに基づく一定の権利および義務が国内裁

---

(5) 第177条第1項は、下記のごとく規定している。

「欧州裁判所は、次の事項について先行判決を行なう権限を有する。

(a) この条約の解釈

(b) 共同体の諸機関の行為の効力および解釈

(c) 理事会の行為により設置される機関の規程に、解釈すべき旨の定めがある場合には、その規程の解釈。」

後に述べられる第2項 [12頁=訳者]、第3項 [16頁=訳者]は、問題の機構について規定している。

欧州原子力共同体条約第150条も同一である。欧州石炭鉄鋼共同体条約は、第41条において、「国内裁判所に提起された訴訟において、最高執行機関 (High Authority) および理事会が行なった行為の効力が争われる場合には、欧州裁判所のみがこれについて先行判決を下す専属管轄権を有する」と規定している。

判所において承認され強行されるという意味において、国内法秩序の上に添加されているのである。欧州裁判所によって発展させられた直接適用の法理は、いずれの規定がかかる権利および義務を生ぜしめるかを決定し、〔英国の〕1972年欧州共同体法第2条第1項が、英国国内でのそれらの承認について規定している。

2. EEC の構造は、共同体法の運用について加盟国に多く依存する。欧州委員会の公務員ではなく、加盟国の公務員が、関税を徴収し、労働力の自由移動および社会保障に関する諸規定を運用し、共通農業政策と取り組むのである。共同体法はこれらの事柄に適用されるのであるが、それに関する訴訟があれば、それは第一次的には国内裁判所において審理される。

3. 加盟国は、時には、自己の立法的手段を導入することにより、共同体法を履行する責務を負う。1972年欧州共同体法第2条第2項は、この問題を扱っている。そのような履行のための立法に関する係争は、必然的に国内裁判所に係属する。

4. 各加盟国において必ず生じてくる問題は、共同体法のある関連規定制定以前の、もしくは以後の共同体法と国内法との抵触問題である。欧州裁判所は、共同体法の優越原則を発展させ、これは各様の困難をもっているものの、ほとんどの加盟国によって従われている。この問題は、当然、国内裁判所においてもっとも厳しい形で生じてくる。<sup>(6)</sup>

このように、国内裁判所に極めて多く依存する制度にまつわる明白

---

(6) 例えば, *Minister for Economic Affairs v. Fromagerie Franco-Suisse "le Ski,"* May 21, 1971 [1972] C. M. L. R. 330 (Belgian Cour de Cassation); *Frontini v. Ministero delle Finanze*, December 27, 1973 [1974] 2 C. M. L. R. 372 (Italian Constitutional Court) および *Internationale Handelsgesellschaft mbH v. Einfuhr- und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel*, May 29, 1974 [1974] 2 C. M. L. R. 540 (German Federal Constitutional Court) を参照。

な困難は、共同体法が、国内裁判所によって各様の仕方で適用される結果、国ごとに相異なってしまう恐れのあることである。<sup>(7)</sup>そこで第177条は、共同体法の統一的解釈を保障する仕組みを定めている。欧州裁判所は、この規定に基づき、当該条約および諸機関の行為<sup>(8)</sup>の解釈、並びに後者の効力について先行判決を行なう管轄権を有するのである。問題は、国内裁判所により欧州裁判所へ付託される。第177条は、国内裁判所と欧州裁判所との間における「明確な機能の分離に基礎をおく」<sup>(9)</sup>と言われている。共同体法を解釈し、その効力につき判断を下すのが欧州裁判所であり、共同体法を適用するのが国内裁判所である。<sup>(10)</sup>

欧州裁判所は、しばしば第177条の目的を認識してきた。*Molkerei-Zentrale* 対 *HZA Paderborn* 事件において、同裁判所は次のように述べている。すなわち、「国内裁判所が第177条に基づく権利を行使することにより、当裁判所は、当該条約が統一的に解釈されるように留意することが可能となるのであり、したがって、各加盟国による条約の統一的適用が確保されやすくなるのである。」<sup>(11)</sup>と。同じように、

(7) *EMI Records Ltd. v. CBS United Kingdom Ltd.* [1975] 1 C.M.L.R. 285 事件におけるグレアム判事および *Bulmer v. Bollinger* (*The Times*, 20 May, 1975) 事件におけるウィットフォード判事の意見を参照せよ。

(8) 理事会および委員会の「行為」の各種類型については、EEC 条約第189条を見よ。これらの機関はまた、他の措置による行為も可能であり、それについては、欧州裁判所が管轄権を有しうる。(Re *E. R. T. A. Commission v. Council*, 22/70 [1971] C.M.L.R. 335.)

(9) *Costa v. E. N. E. L.*, 6/64 [1964] C.M.L.R. 425 at p. 455. また、*Salgoil v. Ministry of Foreign Trade*, 13/68 [1969] C.M.L.R. 181 を見よ。

(10) *Bulmer v. Bollinger* [1974] 2 All E.R. 1266 at pp. 1232-1233 において、デニング記録長官判事は、適用と解釈の間の区分を認めた。この区分はまた、*Application des Gaz S. A. v. Falks Veritas Ltd.* [1974] 3 All E.R. 51 at p. 58 および *EMI Records Ltd. v. CBS United Kingdom Ltd.* [1975] 1 C.M.L.R. 285 においても、承認されている。

(11) 28/67 [1968] C.M.L.R. 187 at p. 219.

*Bosch* 対 *De Geus* 事件においても、「解釈を統一させること——これは第 177 条の目的である——は、当該条約の適用が国内諸機関に委ねられている場合に、特に重要である。」<sup>(12)</sup> と述べられている。他のある事件においては、欧州裁判所は、同裁判所規程 (Statute) 第 20 条に基づき、各加盟国および共同体諸機関の審理への参加に関する手続に言及して、それは、第 177 条の役割は「各加盟国内における共同体法の解釈の統一を確保する」<sup>(13)</sup> ことであるという見解を支持するものであると述べている。

欧州裁判所は、第 177 条に基づく管轄権を非常に広く解釈している。同裁判所は、多くの機会に、その役割は共同体法を解釈すること、もしくは、共同体法の有効性について述べることであって、それを具体的事件に適用することではない、と宣明してきてはいるが、同裁判所は、先行判決を (しばしば、争点となっている問題と厳密には関連性を有しない事項について)、共同体法を一般的に解釈するための機会として、しばしばとらえている。*Costa* 対 *E. N. E. L.* 事件では、共同体法の優越性の問題についてあれほどの長さにとわたって宣明することは、実際上は必要ではなかったのである。本条の下での解釈に関する欧州裁判所の判決は、しばしば、本案判決にも等しいくらいのものである。第 177 条に対する裁判所のアプローチを特徴づける柔軟性の別例を挙げれば、裁判所は、本条に基づき提出される問題が特定のなされ方で作成されることを必要としないとし、また、提出された問題から、裁判所が管轄権を有する問題をふるい分けようと望むし、また問題を独自に作成し直すことさえある。<sup>(14)</sup> この裁判所は、国内裁判

(12) 13/61 [1962] C. M. L. R. 1 at p. 27.

(13) *Da Costa en Schaake N. V. v. Nederlandse Belastingadministratie*, 28-30/62 [1963] E. C. R. 31 at p. 38.

(14) *Bosch v. De Geus*, *supra*; *Van Gend en Loos v. Nederlandse Administratie der Belastingen*, 26/62 [1963] E. C. R. 1; *La Technique Minière v. Maschinenbau Ulm*, 56/65 [1966] C. M. L. R. 357; *Deutsche*

所の裁判官に解釈を求めさせるに至った理由に関心を払わないし、また、その解釈が国内裁判所の裁判官に判決を下すことを可能にさせるうえで必要であるか否かについても審理しない。<sup>(15)</sup> また、欧州裁判所は、国内法が付託権に対して課そうとする制限につき、いかなるものも承認することを拒否する。<sup>(16)</sup>

第177条第2項は、次のように規定している。

「前項に定める問題が、加盟国のいずれかの裁判所もしくは審判所に提出され、当該裁判所もしくは審判所が、判決を下しうするためにはその問題についての判断が必要であると考えられる場合には、欧州裁判所に対してその点につき判決を下すことを求めることができる。」

「前項に定める問題」という語句は、欧州裁判所が解釈と効力に関して判断を下す管轄権を有するものとする同条第1項の規定を受けている。この第2項で難しい問題を提起している語句は、「当該裁判所もしくは審判所が、判決を下しうするためには……判断が必要であると考えられる場合には」および「当該裁判所もしくは審判所は……求めることができる」という部分である。

自らの判決が上訴に服せしめられている多くの国内裁判所は、問題

---

*Grammophon Gesellschaft mbH v. Metro-SB-Grossmarkte GmbH*, 78/70 [1971] C. M. L. R. 631; *Schwarze v. EVSt. für Getreide und Futtermittel*, 16/65 [1966] C. M. L. R. 172.

(15) *Costa v. E. N. E. L.*, *supra*; *Van Gend en Loos*, *supra*; *Salgoil v. Ministry of Foreign Trade*, *supra*; *Albatros v. SOPECO*, 20/64 [1965] C. M. L. R. 159. これは、*Bulmer v. Bollinger* at p. 1234 で、デニング記録長官判事により承認された。

(16) *Bosch* 事件前掲; *Costa v. E. N. E. L.*, 前掲; *Rheinmühlen-Düsseldorf v. Einfuhr- und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel*, 166/73 and 146/73 [1974] 1 C. M. L. R. 523 を参照せよ。ただし、付託決定に対する上訴の効果につき、*Chanel S. A. v. Cepcha Handelmaatschappij N. V.*, 31/68 [1971] C. M. L. R. 403 および *Rheinmühlen-Düsseldorf*, 146/73 [1974] 1 C. M. L. R. 523 参照。

を欧州裁判所へ付託すべきか否かについて、完全な自由裁量権があるとの見解を表明している。例えば、1966年12月に、フランクフルト・アム・マインの行政裁判所は、下級裁判所には付託すべき一般的義務はない、と判断した。<sup>(17)</sup> 同裁判所は、その判断の依り処を、第177条第2項の規定と、憲法事項についてはドイツ連邦憲法裁判所に対して強制的に付託されるべき旨規定している同連邦共和国基本法第100条の規定との対比に求めた。第177条第2項は、字面上、拘束力ある義務を織り込んでいないので、下級裁判所には、一般的裁量権があると推論されたのである。他の国内裁判所も、同一の結論に達しているが、その理由は、いずれも説得力の弱いものである。

この問題点は、欧州裁判所の決定を求めて、そこに直接に提起されてきてはいないが、他の事項における同裁判所の推論を援用することによって、第177条第2項はそのような完全な自由裁量を認容するものではないという見解を形成することができる。同裁判所は、通常、関係条約の条項を、その特定の趣旨と前後関係に照らして、また、当該条約全体の目的に照らして解釈しようとしている。

*Continental Can* 事件において、同裁判所は、EEC条約第86条を解釈するためには、同条の「精神」並びに「当該条約の体系および目的」に依拠することが必要であると判断した。<sup>(18)</sup> 公認されている第177条の趣旨は、共同体法の統一的解釈である。各加盟国の下級裁判所が、付託しないことにつき完全な自由裁量権を有しているとするのは、上記趣旨に矛盾する。同時に、国内裁判所が独自に、当該条約または共

(17) *Verwaltungsgericht, Frankfurt-am-M., December 12, 1966, Ausenwirtschaftsdienst des Betriebsberaters 1967, 67* および *5 C. M. L. Rev. 1967-68, 75*. さらに、*Verwaltungsgericht, Frankfurt-am-M., June 15, 1966 [1968] C. M. L. R. 103* も参照。

(18) *Europemballage Corpn. and Continental Can Co. Inc. v. E. C. Commission, 6/72 [1973] C. M. L. R. 199 at p. 223*.

同体諸機関の行為を解釈することができるとするのもかかる趣旨に合致しない。この場合に損われるのは、当該条項の趣旨のみならず共同体の全法秩序でもあるのである。*Bulmer* 対 *Bollinger* 事件において、デニング記録長官判事が EEC 条約および共同体諸機関の行為の解釈に対して適用されると認めた<sup>(19)</sup>目的論的解釈方法によれば、第 177 条第 2 項は、国内裁判所に最小限の自由裁量しか認めていないのであって、国内裁判所が付託しないことを選択する場合には、独自に解釈または有効性に関する判断をすることがないことを意味していると解釈されねばならないのである。

有名な *Costa* 対 *E. N. E. L.* 事件において、欧州裁判所は、条約の第 5 条第 2 項および第 7 条によって規定される諸目的を損わずに以後の国内法に有利となるように、共同体法が各国ごとに異なることはできない、と判示した。本件は、以後の国内法に対する共同体法の優越性に関するものであったが、この推論は、同時に存在する矛盾した解釈もしくは有効性の判断に対しても等しく適用しうる。第 5 条第 2 項では、加盟国は条約の諸目的の達成を危険にさらすいかなる手段も採らないものと規定されている。欧州裁判所が行なう統一的解釈は、まさにそのことを達成しうるのである。

第 177 条に基づいて、欧州裁判所は、解釈の問題ばかりでなく共同体諸機関が執った行為の有効性の問題に関しても、先行判決を行なう権限を有する。本条に基づいた違法性の判断は、一般的効力を有しない。すなわち、第 173 条に基づく判決がなすように、当該行為を無効とはしないのである。当該行為は単に「国内裁判所における本訴の当

(19) [1974] 2 All E.R. 1226 at p. 1237. さらに、*Application des Gaz S. A. v. Falks Veritas Ltd.* [1974] 3 All E.R. 51 at pp. 56-57 および *Schorsch Meier GmbH v. Hennin* [1975] 1 All E.R. 152 at p. 157 参照。

事者に関してのみ、その効力が否定される」<sup>20)</sup>にすぎない。*Schwarze* 事件における同裁判所の判決は、国内裁判所には共同体の行為の有効性に関して判断を下すことが認められていないことをほのめかして、「(第177条に対する)他のアプローチを採ると、実際のところ、国内裁判所に共同体の行為の有効性に関して判決を下させることになってしまふであろう。」と述べている。<sup>21)</sup> 欧州裁判所には(第173条、第177条のいずれに基づくにせよ)共同体の行為の有効性に関して判断を下す専属的管轄権があることは、欧州石炭鉄鋼共同体条約に基づく共同体の行為の有効性に関して、かかる有効性が国内裁判所における争点であるときに先行判決を下す「独占管轄権」を欧州裁判所に対して明示的に与えている欧州石炭鉄鋼共同体条約第41条と一致している。国内裁判所は EEC 条約に基づいて共同体の行為の有効性に関して判断を下すことはできなくて、常にかかる問題を欧州裁判所に付託すべきであると、類推によって主張することができる。<sup>22)</sup> もしこの見解が容認されるとしたら、なぜ解釈の問題にも拡張してはいけないのであろうか。

自己の判決が上訴に服せしめられている国内裁判所には、この問題についての限界のない裁量権 (unfettered discretion) はないという

<sup>20)</sup> *Schwarze v. EVSt. für Getreide und Futtermittel*, 16/65 [1966] C. M. L. R. 172 at p. 185 において、ガント法務官 (Advocate-General) による。

<sup>21)</sup> At p. 186.

<sup>22)</sup> もちろん、ECSC 条約が欧州裁判所に対し専属的管轄権を「明示的」に与えているのに反して、EEC 条約においてはそうではないと主張することができる。しかし欧州裁判所は、かかる主張を EEC 条約の条項の趣旨に逆らうようにさせてはおかないと考えられる。*Continental Can* 事件において、ECSC (条約) は合併統制の問題に関して別様に規定していると主張されたが、これは EEC 条約第86条の解釈方法としては否認された。一つの共同体条約は他を参照することにより解釈されるという見解を支持する事件としては、*Meroni v. H. A.*, 9/56, Rec. IV, 9, Val. Vol. 2, 457, と *Humblet v. Belgian State*, 6/60, Rec. VI, 1125, Val. Vol. 2, 817 を参照。

ことを容認するとすれば、国内裁判所がまさに有している裁量権の限界が確定されなければならない。もし欧州裁判所が、この点につき従前の事件で判断を下していれば、付託の必要はない。もっとも、国内裁判所の裁判官が付託したいと思料するときには、それを妨げる理由は何らない。<sup>23)</sup> 国内裁判所の裁判官が判決を下すためにその問題に関する判断<sup>24)</sup>の要はないと考えるときには、付託しなくてよい。確かに、かかる事情下においては、加盟国の裁判官は付託をなすことができないとの主張が可能とはなる。欧州裁判所は、このような主張を容認しはしない<sup>25)</sup>が、イギリスの裁判所においては、それは十分な上訴事由となりうる。国内裁判所の裁判官の裁量権の範囲は、それとは違って、欧州裁判所によって、かかる問題の判断は下されてはいないが、従われるべき明確な指針が定立されている問題に限定されるべきである、と考えられる。そのような場合は、まずほとんどないであろう。副次的または実益のない問題は付託されるべきではないといった見解は、支持し難い。共同体法に起因する多くの局面は、実際のところ、技術的なものなので、副次的に映って見えるようである。

第177条第3項は、最終審裁判所である国内裁判所について規定している。同項は、

「その判決に対して国内法上何ら司法的救済手段の存在しないような、加盟国裁判所に係属中の事件において、いずれかのかかる問題が提起される場合には、上記裁判所は当該問題を欧州裁判所へ付託するものとする。」

と定めている。ここに「いずれかのかかる問題」といっているのは、

<sup>23)</sup> 前掲 *Da Costa en Schaake* 事件。

<sup>24)</sup> コリンズは、23 I. C. L. Q. (1974).840 の848頁において、このことは、欧州裁判所ではなく、国内裁判所による判断に言及しているのであり、この点について *Bulmer* 対 *Bollinger* 事件におけるデニング記録長官判事の判決には、若干の混乱があると指摘している。

<sup>25)</sup> 12頁を見よ。

第 177 条第 2 項の必要性の要件を取りこもうとして、同項に言及するものであると主張されうるのであろうが、より自然な趣意としては、第 1 項のみに言及しているのである。第 2 項の「かかる問題」と、第 3 項の「いずれかのかかる問題」とを区別することからは、何の結論も引き出されない。なぜなら、EEC の最初の四つの言語においては、これらの表記は同一であるからである。したがって、最終審裁判所は、その問題についての判断が必要であると否とを問わず、付託すべき義務を負っているのである。このことは、欧州裁判所の見解にも一致するようである。というのは、同裁判所は、最終審裁判所に関しては、その問題について同裁判所の従前の判決が存在する場合にのみ、付託の義務の例外を認めているからである。<sup>26)</sup> しかしながら、この見解はイギリス控訴院では採られていない。デニング記録長官判事<sup>27)</sup> およびスティーヴンソン判事<sup>28)</sup> の両者とも、「必要性」の要件は、第 177 条第 3 項の範疇に入る裁判所にも等しく適用になるという意見である。

第 177 条の「問題」という語は、最終審裁判所による欧州裁判所への強制的付託を回避するために、初めフランスで採用された方法を生み出すこととなった。それは、「アクト・クレール (*acte claire*)」として知られる法理である。この法理は、すなわち、もし意味が明確である場合には争点となる「問題」はなんら存せず、したがって付託さ

<sup>26)</sup> *Da Costa en Schaake* 事件、前掲。

<sup>27)</sup> *Bulmer* 対 *Bollinger* 事件、1233頁、「解釈問題が、判決を下すために『必要』である場合には、貴族院はそれをルクセンブルクの欧州裁判所へ付託しなければならない。」また1234頁の初めの部分を参照。

<sup>28)</sup> 同1239頁、「加盟国の裁判所が欧州裁判所に付託でき、またはある場合に付託しなければならない唯一の問題は、それについての判断が国内裁判所の裁判官に判決を可能にさせるために必要であるような、第177条第1項に定められた法律問題である。」また1240—1241頁を参照。「[誤った解釈ではないと思うが解説を加えれば]第177条第3項は、それが最終審裁判所である場合には、そこに係属中の事件において、『必要な』問題を欧州裁判所へ付託すべき義務を、その最終審裁判所に課しているのである。」

れるものは何もない、と言うにすぎない。*Shell-Berre* 事件<sup>(29)</sup>で、コンセイユ・デタは、「問題」が「提出された」場合においてのみ裁判所は付託義務を負うにすぎず、しかも、問題となる条文の意味もしくは範囲につき疑問があり、かつ、事件の結末がその問題の解決によって決まる場合においてのみ、そのような問題が提起されうるにすぎない、と述べている。後者の要件は、当該争点の決定が国内裁判所に判決を下させるために必要であることを求めるのと同じである。既に示されたように、この要件は最終審裁判所との関連で適用があるわけではない。「アクト・クレール」の法理が有する問題点は、意味に関して疑いがあるかどうかを決定するのは国内裁判所であるという点である。既に何度も指摘されてきたように、この法理は第 177 条の全体的体系を損い、その実益を奪ってしまうものである。<sup>(30)</sup>

上記の分析から、欧州裁判所により発展させられた原理に導き出される第 177 条の解釈によれば、国内裁判所は、第 177 条の下でほとんど裁量権を有しないことが分かる。

## 最終審裁判所

第 177 条第 3 項は、「その判決に対して国内法上何ら司法的救済手段の存在しない」ような裁判所に関わるものである。欧州裁判所は、このことは国内における最高裁判所に言及しているばかりではなく、どのような理由によるにせよ、その裁判所からのいかなる上訴もなし

(29) *Re Société des Pétroles Shell-Berre* [1964] C. M. L. R. 462.

(30) 「アクト・クレール」につき、更に、*State v. Cornet* (フランス破産院) [1967] C. M. L. R. 351; *Re French Widow's Pension Settlement* (西ドイツ連邦社会裁判所) [1971] C. M. L. R. 530; Pepy [1966] *Cahiers de Droit Européen* 31; および, Chevallier, 3 C. M. L. Rev. (1965-66), 104 を参照。

えないような裁判所も含んでいると、既に認めている。<sup>61)</sup>

控訴院がこのような裁判所であるかどうかという問題が、イギリスにおいて起こっている。もし、控訴院か、または、上訴許可が得られないときに、貴族院がその許可を与えたとしたら、<sup>62)</sup> 控訴院の判決に対して「司法的救済手段」が存在していることになる。そのような状況においては、控訴院は第 177 条第 2 項に該当するようになる。そのような状況においては、控訴院は第 177 条第 2 項に該当するようになる。しかし、もし上訴がなされないとしたら、控訴院はその場合には、その判決に対していかなる救済手段も存在しないような裁判所となるので、したがって、第 3 項に該当するようになる。 (控訴院自身が許可を与えようとする——おそらく決心がついているであろう——場合を除けば) 上訴が可能であるかどうかは控訴院における判決のあとまでわかりえないのであるから、ある場合には第 2 項が適用され、またある場合には第 3 項が適用されるとすることは、明らかに不適當であろう。

次の四つの解決方法よりいずれかが選択されるべきと思われる。

1. 控訴院の決定に対して司法的救済手段の可能性が存在するのであるから、同院はすべての事情下において第 177 条第 2 項に該当する。
2. 控訴院の決定に対しては何ら上訴権が存在しないので、同院はすべての事情下において第 177 条第 3 項に該当する。

<sup>61)</sup> 前掲 *Costa v. E. N. E. L.* 事件。

<sup>62)</sup> 1934 年司法 (上訴) 法第 1 条参照。論議は、民事事件における上訴に基礎を置いている。1968 年刑事上訴法に基づいて、(そこに共同体法上の論点が生じえないとはいえない) 刑事事件の上訴においても、同様の考慮が当てはまる。ただし、控訴院が上訴を許可することを拒みはするが、公衆にとって重要な法律上の論点が存在することを保証しているようなときには、貴族院にとっては上訴許可を与えることがなお必要とされるのであるから、上記の分析においては、これは控訴院のみによる上訴の許可を与えることの単純な拒絶と同じであり、除かれるものとする。

3. 控訴院は、自ら上訴許可をなそうとした場合には自己を第 177 条第 2 項に該当するとみなしうるが、それ以外の場合には、貴族院が許可をなしうることはかかわりなく、第 177 条第 3 項に該当する。

4. 控訴院、貴族院の双方とも上訴許可をしない場合には、控訴院は、それ以前は第 177 条第 2 項の範疇にあったが、遡及的に第 177 条第 3 項に該当する裁判所となる。この解決方法にまつわる困難は現在控訴院において再審理の可能性のないことである。

この問題に対する答は、もちろん第 177 条第 3 項の解釈の内に存在している。もし裁量権に関して上に述べた基準が適用されるとするならば、第 2 番目の解決方法が採用されるであろうと思われる。これは第 177 条の趣旨を達成する上で最も確実な方法であろう。

*Bulmer* 対 *Bollinger* 事件において、デニング記録長官判事は、上に掲げた第一の解決方法を支持する判断を行なっている。

「貴族院において、条約の解釈に関して問題が提起される場合には、……貴族院は、その問題を欧州裁判所へ付託する義務を負う。……しかし貴族院を除いて、その他のイギリスのいかなる裁判所も、在ルクセンブルクの欧州裁判所に問題を付託すべき義務を負わない。」

スティーンソン判事は、——スタンプ判事も彼に同意しているのであるが——それほど明確さはなく、この問題を未解決のままにしている。

「のみならず、われわれは、控訴院の判決に対して、許可を得ることなく上訴する権利が存しない場合が、第 177 条第 3 項に該当するか否かを決定する必要もない。しかし、今後も議論を続けてゆかなければ、控訴院が、貴族院と同様の義務を負うと想定することも、イギリスの裁判所審級制度において貴族院が、イギリス

法の下で、『その判決に対していかなる司法的救済手段も存しない』唯一の裁判所であるとするデニング記録長官判事に同意することも、不可能であろうと思われる。』

この問題は依然として未解決である。それは、基本的には第177条の解釈問題であるので、欧州裁判所へ一般的文言で付託されうるであろう。

前に主張した第177条第2項の解釈が採用されるならば、下級審裁判所が享有する自由裁量は厳密に制限されるので、問題はそれほど重要もしくは困難ではなくなる。しかしなお、この問題は重要さを失わないであろう。なぜなら、最終審裁判所は、この問題の決定が、判決を下すことを可能にするために必要ではない場合であっても、付託しなければならないからである。

### ***Bulmer* 対 *Bollinger* 事件——詳細な検討**

*Bulmer* 対 *Bollinger* 事件において採用された裁量問題に関する態度が、全面的には正当ではなかったということは、上述の分析からうかがえるであろう。ここで本件について、若干子細にわたって検討しなければならない。

デニング記録長官判事は、付託すべきか否かの裁量に関する分析をはじめのあたり、次のように述べている。

「条約を解釈する任務において、イギリスの裁判官は、もはや最終的権威者ではない。彼らは、もはやこの分野の法を自らの思うにまかせられなくなった。彼らは、拘束力ある決定を下す地位にはもはやないのである。条約を解釈する最高位の法廷は在ルクセンブルクの欧州裁判所である。」<sup>39</sup>

<sup>39</sup> [1974] 2 All E. R. 1226 at p. 1232.

スティーヴンソン判事も、「第 177 条は、欧州裁判所が言うように、『共同体法の統一的な司法的解釈を守るための手続を規定するものである』(Sociale Verzekeringsbank v. H. J. van der Vecht [1968] C. M. L. R. 151 at p. 161)」と考えた。<sup>64</sup>しかし、どちらの裁判官も、以前に第 177 条の分析においてなされた推論を、これらの言葉から引き出してはいない。デニング記録長官判事によれば、イギリスの裁判所が付託をなすことについては前提条件があり、それは、問題に関する欧州裁判所の判断が判決をなす上で必要でなければならない、というものである。彼は、また、最終審裁判所以外のイギリスの各裁判所は、この問題について完全な裁量権を有している、という見解を持っている。イギリスの裁判官に指標を与えるために、デニング判事は、判断が必要かどうかという点、および、裁量権の行使という点の両方について指針を示した。これらの指針は、第 177 条に従ってなされる付託問題に関して、他国の国内裁判所により採られている種々のアプローチに基づくものであった。そのような考え方を考慮に入れることが正しいと認めることは難しい。それらの多くは、第 177 条の目的と性格についての誤認に基づいているし、デニング記録長官判事の幾分誤った見解を裏付けることに奉仕するのみである。欧州裁判所の見解だけが、第 177 条の解釈に関連性を有する。共同体法の諸問題に関する他国の国内裁判所の諸判決は、欧州共同体法の効力によって我が国の法秩序の一部となっているわけではない。それらが説得的権威をもつと考えるのも困難である。

欧州裁判所の判断が必要かどうかに関して、デニング判事により四つの指針が示された。<sup>65</sup> (i) 論点が確定的なものでなければならない。(ii) 実質的に同じ論点に関する欧州裁判所の以前の判決に、イギリス

<sup>64</sup> *Ibid.* at p. 1241.

<sup>65</sup> *Ibid.* at pp. 1224-1235.

の裁判所は従うことができる。ただし、このことにより付託が妨げられるものではない。(iii) イギリスの裁判所は、論点が相当に明確かつ疑問の余地がないと観ることができる。(iv) 事実がまず最初に決定されなければならない。(i) と (iv) のみが、国内裁判所による判断が論点に関して必要であるかどうかの問題にかかわってくるように思われる。前に指摘されたように、<sup>66)</sup> 言及される判断が国内裁判所の裁判官のものであって、欧州裁判所のものでないことを認識しないことにより、混乱が生ずる。しかし、指針 (ii) は、欧州裁判所自体が示しているものであるから、<sup>67)</sup> これについては問題はない。指針の (i) と (iv) は不当に制約的であるように思われる。(i) に従えば、判決をなすこと以上のものはあってはならない。(iv) に従えば、公判をかなり短縮しうる予備的な論点は、そのような行為は単に「便宜的」なものであって必要なものではないであろうから、付託することはできない。スティーヴンスン判事は、この点について意見を同じくする。<sup>68)</sup> 四つの指針中最も危険なものは、明らかに、(iii)、すなわち、あの有名だが多くの批判があるフランス法の「アクト・クレール」法理である。自分の承認でそれをおおい隠すことにより、デニング記録長官判事は、論点が明確であるから解釈の問題は存しないことを決定するというもっともらしい手段で、付託を回避しようとしている。この方法は、後に考察する *Schorsch Meier* 対 *Hennin* 事件で用いられた方法であるように思われる。

デニング記録長官判事およびスティーヴンスン判事の判決がともに意味するところによれば、事件の諸事実が認定されるまで付託はなされるべきではないから、中間訴訟手続において付託はありえな

<sup>66)</sup> 前掲16頁注④、およびそこで引用されている論文参照。

<sup>67)</sup> *Da Costa en Schaake N. V. v. Nederlandse Belastingadministratie* [1963] C. M. L. R. 224.

<sup>68)</sup> [1974] 2 All E. R. 1226 at p. 1240.

い。<sup>(39)</sup> グレアム判事は、*Löwenbräu München 対 Grunhalle Löwenbräu Ltd.* 事件<sup>(40)</sup>において、付託する権限は訴訟事件のいかなる特定の段階にも限定されるべきではないと述べて、これと対立する見解を採った。*Bulmer 対 Bollinger* 事件においてとられた態度は、工業所有権に関する訴訟の多くが中間訴訟手続段階<sup>(41)</sup>より先には進まず、そこでしばしば事件が解決されたものとみなされるという事実を考慮に入れてはいない。

中間訴訟手続における第 177 条第 3 項に基づく付託に関し、ステューヴンスン判事は次のように述べた。

「われわれは、第 177 条第 3 項が、付託が認められないことに対する上訴が予備的もしくは中間訴訟手続段階において提起された最終審裁判所に適用されるかどうかにつき判断を下す必要はない……しかし第 177 条第 2 項を無意味なものとしたり、もしくは空文化するように、第 177 条第 3 項を解釈しないように用心しなければならぬ。<sup>(42)</sup>」

この言葉によって、彼は、当該訴訟手続が、性質上中間的であるかどうか、いずれであるにせよ、第 177 条第 3 項に基づく付託義務を負わされると言っているものと考えられる。

---

(39) デニング判事は（同上 1238 頁）、裁量による救済に関する訴訟手続においては（*Bulmer 対 Bollinger* における訴は宣言的判決を求めるものであった）、その点に関する判決は「必要」ではありえないという見解でもあった。これに従うのは難しいように思われる。裁判官は救済を与えるに際し、その裁量権を行使しうる前に、いかなる法が存在しているのかを知る必要がある。

(40) [1974] 1 C. M. L. R. 1.

(41) *American Cyanamid Co. 対 Ethicon Ltd.* 事件 [1975] 1 All E. R. 504 における貴族院の判決の後、中間差止命令が当然に得やすくなることが指摘されなければならない。それ故、そのような付託はその段階においてなされうるし、また多くの事件においてなされなければならないことを確立することが、更に一層重要である。

(42) [1974] 2 All E. R. 1226 at p. 1241.

裁量権の行使について、デニング記録長官判事は、裁判官が斟酌すべき幾つかの考慮事由を挙げている。すなわち、(i) 遅延、(ii) 欧州裁判所への過重な負担、(iii) 質問事項の明確な構成、(iv) 問題点の困難性と重要性、(v) 経費、(vi) 当事者の要求、以上である。支持するものとして引用された事件もまた、主に国内裁判所の判決である。このような考慮事由の効果は、不当にも付託を回避させるものであり、そのほとんどは、特に (i)、(ii) および (iv) は、欧州裁判所の先例がない。<sup>(43)</sup> 欧州裁判所が、(iii) につきそれほど重要ではないとみなしていることは上述されている。(iv) につき、デニング判事は、多くの事件において、イギリスの裁判官は解釈の問題点について自ら判断を下しうるとみなしている事実を、彼の意見を支持するものとして引用した。このことがいかに首尾よくなされてきたかについては、以下で明らかにされるであろう。彼らがそうしなければならなかったかどうかについては既に検討してきた。国内裁判所の裁判官が、問題点の困難性と重要性について必ずしも最良の判断を下すとはいえない。<sup>(44)</sup>

他方、スティーヴンソン判事は、付託権が控え目に「かつ重大な疑問または困難がある場合にのみ」<sup>(45)</sup> 行使されるべきであって、詳細にわたる指針は定立されるべきではないと判断した。しかしながら、彼は同時に若干矛盾する形で事実審裁判官に対し、第 177 条の趣旨を念頭に置くべく助言を与えている。

デニング記録長官判事およびスティーヴンソン判事は双方とも、下

(43) *Van Duyn* 対 *Home Office* 事件 [1974] 1 C. M. L. R. 347, 358 頁において、ベニクティック副大法官は、欧州裁判所に過重な負担をかけるかどうかが正当な考慮事由であるか疑問であるとしている。

(44) デニング記録長官判事は、下級審裁判所と貴族院の諸義務を対照するにあたり、同様に主張している。すなわち、「下級審裁判所における問題点は、欧州裁判所をわずらわせるに価しないかもしれない」(同上 1233 頁)と。その意見に真実味が乏しいことは、欧州裁判所のリーディング・ケースの幾つかをしばらく熟読すれば理解することができる。

(45) *Ibid. at p. 1241.*

級審裁判所は付託の問題に関して完全な裁量権を有するとの主張を支持するものとして、*Rheinmühlen Düsseldorf* 事件<sup>(46)</sup>を引用している。<sup>(47)</sup>しかしながら、当該事件は、下級審裁判所が欧州裁判所に対して問題事項を付託する権利が特定の国内法原則によって制約されるかどうかの問題を取扱ったものである。欧州裁判所は以下のように判断したのであった。

「下位 (inferior) 裁判所は、法律問題に関して上位 (superior) 裁判所の判決に拘束されるとの国内法原則によって、その判決にかかわっている共同体法の解釈問題について欧州裁判所に付託する権限を奪われえない。」<sup>(48)</sup>

このように、欧州裁判所は、裁量権の現実の行使ではなく、その制約を取扱ったのである。したがって、当該事件は、国内裁判所が選択する場合はいつでも、付託をなさなくてもよいという見解を支持するものとして引用される余地はないのである。上記の事件における欧州裁判所の判決には、第 177 条の趣旨に関する重要な言明が包含されているのであり、それは私の分析を支持するものであろう。適切にもその判決には更に以下のことが補足されている。

「結果として、もしかように組織化された制度中にギャップがあるとなれば、EEC 条約および第二次的共同体法の諸規定の効力は損われることになるであろう。」<sup>(49)</sup>

スティーヴンスン判事が、付託の拒絶に対して上訴することを当事者に認めるのは、事実審裁判官の裁量に拘束を加えるに等しい、とい

(46) *Rheinmühlen Düsseldorf v. EVSt. für Getreide und Futtermittel*, 146 and 166/73 [1974] 1 C. M. L. R. 523. 事件 166/73 における判決は、黙示的に言及されたものである。

(47) [1974] 2 All E. R. 1226 at pp. 1233 and 1239.

(48) [1974] 1 C. M. L. R. 523 at p. 577.

(49) *Ibid.*

う主張を採らなかつたのは全く正当である。<sup>60)</sup> 彼は、当事者に上訴権を付与することは、裁判官の裁量を行なう権限を制限するものではないこと、すなわち、控訴院は、かかる裁量権の行使が「非司法的、不当もしくは違法である場合には」<sup>61)</sup> それを常に自由に是正することができる、と述べている。

またスティーヴンスン判事は、その判決の中で、権限と義務との区別を証明するため *Re Baker* 事件<sup>62)</sup> を引用している。彼が言及したコットン判事の言葉は、以下のように、その全体にわたって引用された方が得策であつたであろう。

「私は、ある場合においては『できる』(may) が『しなければならぬ』(must) を意味するということによって、大きな誤解がもたらされていると思う。それは、英語がその意味を維持する限り、『しなければならぬ』を意味することは決してありえないのであって、むしろそれは権限を付与するものである。しかる後に、『できる』という文言によって裁判官に権限が与えられている場合において、それが、その権限を行使すべき義務に化体するのはいかなる場合であるかということが、問題になるであろう。」<sup>63)</sup>

したがって、第 177 条第 2 項の下において付託する義務があるというよりはむしろ権限が存在する、と主張するのでは不十分であることが理解される。すなわち、いかなる状況において、その権限を行使すべき義務が存在するのか、ということも検討されねばならないのである。

*Bulmer* 対 *Bollinger* 事件において、被告は、特定の EEC の関

<sup>60)</sup> [1974] 2 All E. R. 1226 at p. 1242.

<sup>61)</sup> *Ibid.*

<sup>62)</sup> (1890) 44 Ch. D. 262.

<sup>63)</sup> *Ibid.* at p. 270.

連規則の解釈のみならず、次のような問題についても付託することを要求したのである。すなわち、

「EEC 条約第 177 条の正しい解釈に依拠するならば、加盟国の国内裁判所は、欧州裁判所の先決例が存在しないときには、上記第 177 条により、本件において提起されたような問題を欧州裁判所へ付託することを義務付けられていない場合であっても、それを付託すべきであるか否か。」

という問題である。デニング記録長官判事もスティーヴンスン判事も共に、この問題は、純粋に国内裁判所の取扱うべき領域であるのであるから、付託するには適当な問題ではないという見解を採った。デニング記録長官判事は、国内裁判所に対して、いかなるときに問題を付託し、いかなるときにそうすべきではないかについて、何らかの指針もしくは助言を与えることは、欧州裁判所の行なうことではない、と考えた。<sup>64</sup> また彼は、かかる問題を問うことは必要ではないとも考えた。他方、スティーヴンスン判事は、この問題は、第 177 条の解釈の問題ではないのであって、その実際上の適用の問題であるから、欧州裁判所が取扱うものではない、と考えた。<sup>65</sup> 解釈と適用との間の境界線は、しばしば曖昧なものである。他の裁判官ならば、この問題を、何の疑いもなく解釈問題であると考えたであろう。仮に、この問題が付託されていたならば、欧州裁判所は、第 177 条の正しい意味について、国内裁判所に貴重な指針を示してくれたであろうし、恐らく、上述したような解釈に達していたであろう。欧州裁判所が、第 177 条に関する問題を受理するにやぶさかでないことは、*Rheinmühlen Düsseldorf* 事件からもうかがい知れる。<sup>66</sup>

<sup>64</sup> [1974] 2 All E. R. 1226 at p. 1238.

<sup>65</sup> *Ibid.* at p. 1240.

<sup>66</sup> 146 および 166/73 の両事件。前掲 26 頁注(4)参照。

## 第 177 条に対するその他の反応

今日まで、イギリスの裁判所から欧州裁判所に対して、ただ一度の付託がなされたのみである。<sup>67)</sup> *Yvonne Van Duyn 対 Home Office* 事件<sup>68)</sup> は、労働者の自由移動に関する共同体諸規定の適用を求めるオランダの精神衛生工学者に関する事件であった。この事件は共同体法、すなわち EEC 条約第48条に加えて、(EEC) 施行規則 1612/68 および公序良俗 (public policy) に関する EEC 命令 64/221 の問題点にもっぱらかかわっていた。サー・ジョン・ペニクィック判事は、第48条と当該命令とにより解釈問題が生じて、自分が判決を下しうするためには、この問題に対する決定が不可欠であると考えた。更に彼は次のように述べた。すなわち、

「実際、そのような決定なくしては、判決を下すことは全く不可能であろう。そうであるならば、きっとこの問題に関する先行判決を下すことを欧州裁判所に求めることにより、自己の裁量権を行使すべきであろうと思われる。<sup>69)</sup>」

と。このように彼は、その問題に関する決定が自分が判決を下すために極めて重要不可欠であったときでさえ、自分は裁量権を有していると認めているようである。しかし、「すべき」という言葉を使っていることから、彼がこのような状況においては、自分がある種の付託義務を負っていると考えていたことがわかる。

この事件における付託がなされた当時、第48条の直接適用性に関し

<sup>67)</sup> しかし、現在では二番めのそのような付託である *EMI Records Ltd. v. CBS United Kingdom Ltd.* [1975] 1 C.M.L.R. 285 参照。〔付託数については、本文末尾の訳者注を参照されたい。=訳者〕

<sup>68)</sup> [1974] 1 C.M.L.R. 347.

<sup>69)</sup> *Ibid.* at pp. 357-358.

ては、欧州裁判所の決定はなかった。それは、のちになされることになっていた。<sup>60</sup>このようにペニクティック副大法官にとって、第48条を自ら解釈すること、および、それが国内裁判所において強行されうるような諸権利を個人に与えるような性質のものであるかどうか決定することは、大きな（また第177条についての上記の解釈によれば、彼には許されていないような）前進であったであろう。更に、問題になっている命令の直接の有効性に関し決定を下させることは、彼にとって一層大きな前進であったであろう。というのは、欧州裁判所により、そのような命令が一体直接の効果を持ちうるか、明白に判断が下されたことはなかったからである。<sup>61</sup>このように、欧州裁判所が *Van Duyn* 事件を取扱うことになるまでには、第48条の直接適用性は既に決定されていたという事実にもかかわらず、この付託は、欧州裁判所に命令一般の直接の効果およびEEC命令64/221第3条における「個人的行為」という言葉の解釈について意見を述べる重要な機会を与えた。<sup>62</sup>このようにペニクティック副大法官の行為により、係属中の特定の事件において援助が与えられ、また共同体法一般の推進がなされるに至った。彼はまた、イギリスの裁判所による第48条および当該命令の一方的な解釈が、欧州裁判所により、もしくは他の加盟国の国内裁判所によってなされる、他の解釈とさえ衝突したかもしれない危険を避けたのである。

問題を厳密にどう記述すべきかに関し高等法院は *Van Duyn* 事件において多大の苦慮と努力を払った。<sup>63</sup>上に指摘したように、欧州裁

<sup>60</sup> *Commission v. France*, 167/73 [1974] 2 C. M. L. R. 216.

<sup>61</sup> *Franz Grad v. Finanzamt Traunstein*, 9/70 [1971] C. M. L. R. 1 および *S. A. C. E. v. Italian Ministry of Finance*, 33/70 [1971] C. M. L. R. 123 参照。

<sup>62</sup> 事件 41/74, *Van Duyn v. Home Office* [1975] 1 C. M. L. R. 1 参照。

<sup>63</sup> このことは、[1974] 1 C. M. L. R. 347 の 359~365 頁のところで完全に収録されている。

判所はかかる事柄にはさしたる関心は抱かないのである。すなわち、問題が解釈問題として正しく記述されていなくとも、回答しうる諸問題を選び分け、かつそれらを構成し直すであろう。<sup>64)</sup>

*Schorsch Meier GmbH* 対 *Hennin* 事件において、控訴院は、共同体法の直接適用性および欧州裁判所への付託問題に対し、一層消極的な態度を採った。<sup>65)</sup> EEC 条約第 106 条に基づくこの上訴は、イギリスの裁判所が外国通貨（本件においてはドイツマルク）による判決を下しえないとする県裁判所の判断に対するものであった。当該県裁判所の裁判官は、第 106 条がこの主題に関するイギリス法に何ら関わりを有しないと判示し、問題を欧州裁判所へ付託することを拒絶したのであった。<sup>66)</sup> これに対して控訴院は、多数意見により、イギリス法は現在において、EEC 条約を離れて、外国通貨による判決を下すことを認めるものであると判示した。しかし同時に、三人の裁判官は全員一致で次のようにも判示した。すなわち、今や第 106 条に基づいて、ある加盟国の債権者が有利となるようにその加盟国の通貨で判決を下しうると、デニング記録長官判事は以下のように述べている。「解釈問題を在ルクセンブルク欧州裁判所へ付託する必要は何らない。われわれは、自分自身でそれを処理できるのである。」<sup>67)</sup>

第 106 条は制約のない規定ではない。当該規定に基づけば、なるほど、加盟国は「商品、役務、もしくは資本の移動に関連する支払い、並びに資本および収入の送金を、債権者または受取人が居住する加盟国の通貨により」行なうのを許可する義務を負っている。しかし、こ

<sup>64)</sup> 前掲11頁注(4)参照。

<sup>65)</sup> [1975] 1 All E. R. 152. 控訴院は、*Miliangos v. George Frank (Textiles) Ltd.* [1975] 1 All E. R. 1076 においてこの態度を踏襲した。ただし、共同体法の問題についてはこれ以上の言及はなかった。貴族院に対する上訴許可が認められた。

<sup>66)</sup> [1974] 3 *Current Law*, § 24.

<sup>67)</sup> [1975] 1 All E. R. 152 at p. 157.

のことは、「この条約に従って、加盟国間の商品、役務、資本および人の移動が自由化されてきている範囲」に限ってということではかないのである。加盟条約の全規定が必ずしも、個人に対し国内裁判所において依拠しうる諸権利を付与しているという意味において、直接適用性を有するわけではない。第106条がかかるとする権利を付与するものなのかは決して明確ではない。控訴院は当該条項の解釈に関して、欧州裁判所に付託をなすべきであった。そうしなかったのであれば、裁判官は、少なくともこの条項の解釈に当って、しかるべき試みをなすべきであった。欧州裁判所が、ある条項の直接適用性を決定する上で多様な基準を定立してきているのに、<sup>68</sup>それを適用する試みは全くなかった。彼等（デニング記録長官判事、同判事の意見に同意したフォスター判事、およびロートン判事）は、上に引用した但書を考慮に入れようとはしなかった。したがって、第106条がどの範囲で直接適用性を有するのか、彼等の判決文からは明白でないのである。商品の自由移動に関する場合にのみなのか。それとも役務、人および資本に関する場合にもそうなのか。また、商品の自由移動（彼等の判決文がこのことに限定されていると仮定した場合）が、加入議定書（Act of Accession）に基づいて、新加盟国と原加盟国との間で自由化されている程度に関する検討もなかった。

デニング記録長官判事は、EEC条約中の直接適用になる規定と、直接適用にはならない規定とを区別してはいない。

「それ〔ローマ条約〕は、国会制定法によってイギリス法の一部となっている。それは、加盟国相互間においてのみならず、市民と加盟国との間においても、更には一般市民相互間においても、

68 とりわけ、次の判例参照。*Van Gend en Loos v. Nederlandse Administratie der Belastingen*, 26/62 [1963] C. M. L. R. 105; *Costa v. ENEL*, 6/64 [1964] C. M. L. R. 425; and *Lutticke v. HZA Sarre Louis*, 57/65 [1971] C. M. L. R. 674.

権利と義務とを創設している。また、国内裁判所は、これらの権利と義務を強行しうるのである。』<sup>69</sup>

同判事は、上のことを述べるために *Van Gend en Loos* 事件<sup>70</sup> を引用しているが、この事件は、そのような一般的宣明のための先例とはならない。当該事件は、EEC 条約第12条についての考察に限定されている。それは、この条約の一か条の直接適用性に関する厳格な基準（この基準はその後若干修正されたのであるが）を定立しているのである。デニング判事は、それ以上直接適用性という専門事項を考察することなく、第106条の趣旨の検討に移っている。同判事は、それを、「ある加盟国の債権者が、引渡した商品の代金を、為替相場の変動による妨げまたは制約を受けることなく、——それが契約上の通貨であるならば——自国の通貨によって受領することを保障すること」<sup>71</sup> であると判断している。デニング記録長官判事が、直接適用性の法理の複雑な構成を認識しなかったとは、考えられない。彼は、以前に *Gaz* 事件<sup>72</sup> においてこの問題を取扱っているが、そこでは、EEC 条約第85条および第86条の直接適用性について、わずかながらもより徹底した仕方で考察している。

他方、ロートン判事は、この論点に触れることを全く避けている。彼は、EEC 条約が1972年欧州共同体法によって、イギリス法の一部になったのであるから、第106条は国内裁判所によって適用されなければならない、と述べることで満足している。

しかしながら、*Schorsch Meier* 事件の判決は、恐らく、「アクト・クレール」の法理の巧妙なる適用形態であろう。イギリスの裁判官は、

<sup>69</sup> [1975] 1 All E. R. 152 at p. 157.

<sup>70</sup> 前掲注<sup>69</sup>を参照。

<sup>71</sup> [1975] 1 All E. R. 152 at p. 157.

<sup>72</sup> *Application des Gaz S. A. v. Falks Veritas Ltd.* [1974] 3 All E. R. 51.

欧州裁判所への付託を回避するために、自ら条約規定を解釈するのみならず、包含されている問題点に対して目をつぶろうとするのである。

この他の報告されたイギリスの事件で、今までのところただ一つの事件<sup>(72a)</sup>において、欧州裁判所への付託の可能性の問題が提起されている。*Löwenbräu München* 対 *Grunhalle Lager International Ltd.* 事件<sup>(73)</sup>において、詐称通用 (passing-off) 訴訟の被告は、EEC 条約第36条に依拠しようとし、欧州裁判所に付託をなすように要求した。グレアム判事は、自ら判決を下すためには、そのような指針は必要ではないと考えた。彼は、条約の関係諸条項についての自己の解釈および諸先決例に依拠し、それらのいずれにおいても、彼が差止命令を認めるのを妨げるものは何もないと判断した。EEC における工業所有権法が、グレアム判事が考えた程、明確なものではないということとは、欧州裁判所の最近の先行判決<sup>(74)</sup> からうかがい知れる。

グレアム判事は、裁量権という問題に関して、彼が付託するかしないかについての完全な裁量権を有しており、もし付託しないならば、共同体法の難解で不確実な領域でさえ、自ら解釈することができるという見解を採っていたように思われる。彼は次のように述べた。すなわち、「私が思うには、もし、本件においてEEC条約のある条項の解釈に関する指針の必要性を感じ、そのような指針が自己の判決にとって不可欠であるならば、私は欧州裁判所にその問題を何ものにも拘束

(72a) *R. v. Secchi* (Marylebone Magistrates' Court) [1975] 1 C. M. L. R. 383.

(73) [1974] 1 C. M. L. R. 1.

(74) *Van Zuylen Frères v. Hag A. G.*, 192/73 [1974] 2 C. M. L. R. 127 および *Centrafarm B. V. and Another v. Sterling Drug Inc.*, および *Centrafarm B. V. and Another v. Winthrop B. V.*, 15 and 16/74 [1974] 2 C. M. L. R. 480 を参照。

されることなく、付託する権限を有している。』<sup>75)</sup>と。しかしながら、注意されなければならないのは、*Bulmer 対 Bollinger* 事件におけるデニング記録長官判事とは異なり、グレーム判事の見解は、付託する権限は訴訟事件のいかなる特定の段階にも限定されない、というものであったことである。

共同体法に関わる諸問題が提出されたその他の事件において、欧州裁判所に対する付託の可能性が、両当事者によって、もしくは裁判官によって論じられることはなかった。それにもかかわらず、それらすべての事件において、欧州裁判所による先行判決は、争点となっている共同体法の問題を考慮する際に、国内裁判所の裁判官の役に立つものであったであろう。確かに、共同体法の問題点は一般的にイギリス法の問題点に付加されたものとみなされていたので、それに関する判断が、判決が下されうるためにどうしても必要であるということとはできない。それ故、先にあげられた基準に基づいてさえ、付託義務は存在しなかったのである。しかし、既に述べてきたように、このように考えても、先行判決に対する要求を妨げることはならない。*Esso Petroleum Ltd. 対 Kingswood Motors* 事件<sup>76)</sup>において、正確な言葉で述べられた論点は、規則第17号の第25条に基づく「加盟協定」の立場を明らかにするような先行判決を導いたようである。*Minnesota Mining and Manufacturing Company* 事件<sup>77)</sup>において、付託は工業所有権法の混乱状態を明確にするのに役立ったであろう。*Processed Vegetable Growers Association Limited 対 Commissioners of Customs and Excise* 事件<sup>78)</sup>は、付託がなされるべきであったことが明ら

75) [1974] 1 C. M. L. R. 1 at p. 9.

76) [1973] 3 All E. R. 1057.

77) *Minnesota Mining and Manufacturing Co. v. Geepres Europe Ltd.* [1973] C. M. L. R. 259.

78) [1974] 1 C. M. L. R. 113.

かな事件であった。この事件において、リーズ付加価値税裁判所は、欧州裁判所にその問題を付託すべきかどうか考慮することすらしないので、付加価値税命令 (VAT Directive) を解釈したのである。

現在までの第 177 条に関するイギリスの裁判所の記録は、*Van Duyn* 事件<sup>(78a)</sup>の顕著な例外を除けば、印象的なものではない。国内裁判所の側に不合理な付託をしぶる態度があるのか、あるいは、欧州裁判所に対する付託が必要であることが全く認識されていないかのいづれかであるように思われる。

## む す び

かつてサー・クリストファー・ソウムズは、欧州共同体が、素人にとっては悪夢であるが、法律家にとっては天国であると語った。それにもかかわらず、現在連合王国がその一員となっている新しい法秩序は、大部分のイギリスの法律家に、悪夢にも似た特性を提供している。共同体法の問題を判別できるようになるという最初の困難は別として、これらの特性に打ち勝つ方法の一つは、欧州裁判所が共同体法の解釈と効力に関して判断を下す管轄権を行使する機会を十分もちうるよう、国内の裁判所が第 177 条のメカニズムを適正に利用することによるものである。イギリスの裁判所が共同体法を自ら解釈するためには非常に限られた管轄権しか有していないことを認めるのは、特に重要である。欧州裁判所が以前に判断を下した問題点に関してであっても、もしそれが誤っていると思われるならば、付託はなされるべきである。というのは、欧州裁判所は、進んで自ら破棄すると明言しているから

(78a) *EMI Records Ltd. v. CBS United Kingdom Ltd.* [1975] 1 C. M. L. R. 285 も参照。

である。<sup>79)</sup>

もちろん、諸問題を付託すべき義務があるか否かという問題は、結局は政策的なものである。第 169 条に基づく委員会による訴訟を除けば、<sup>80)</sup> その裁判所が付託することを認めない加盟国に加えられる制裁は存在していない。個人は、諸問題を欧州裁判所に直接付託することはできない。<sup>81)</sup> 彼が頼みとする唯一のものは、付託を認めないことに対して国内のより上級の裁判所へ上訴することである。

ただ一つ期待しうることは、イギリスの裁判所が付託に関する態度を変更するであろうということである。原加盟国の裁判所は、付託するようになるのに数年を要した。第 177 条は裁判所間の協力にかかっており、かつ要求されているのは協力の精神であって、それは周到に守り固められた作用範囲をもつものではないということを想起しなければならない。第 177 条は、欧州共同体の法秩序の中で、最も重要な役割を演じている。もしかかる機構を加盟国の裁判所が利用しなかったなら、共同体法の重要な発展の多くは生じえなかったであろう。そういうわけで、*Bulmer* 対 *Bollinger* 事件における控訴院判決が、かかる制限的指針を定立していることは、極めて残念である。「指針」という言葉が意識的に使われているが、これは、当該事件で表明された諸見解について、我が国の先例拘束性の原理がどう回答しなければ

<sup>79)</sup> 例えば、*Brasserie de Haecht v. Wilkin (No. 2)*, 48/72 [1973] C. M. L. R. 287 参照。

<sup>80)</sup> EEC 条約第 170 条に基づき、他の加盟国による訴訟もまた可能ではあるが、利用されたことはなかった。

<sup>81)</sup> *Milchwerke Heinz Wöhrmann* 対 *Commission*, 31/62 [1963] C. M. L. R. 152 において、デニング記録長官判事は *Bulmer* 対 *Bollinger* 事件におけるこの問題点を強調している。すなわち、「欧州裁判所は、それ（付託）を——協力の精神で取扱うべき——イギリスの裁判所と自身との間の問題として取扱っており、当事者は聴問されるべく出頭する他は、いかなる地位もそこにおいては有しない……」と。[1974] 2 All E. R. 1226 at p. 1234.

ならないにせよ、欧州裁判所が、加盟国の国内法上の諸原則は、いかなる場合においても、第 177 条に基づく下級審裁判所の付託権を制約しうるものではない、と判示しているからである。<sup>82)</sup>

デニング記録長官判事にとって、共同体法を自ら解釈することが、いかに魅力的に思われようとも、彼は、これにくみせず、第 177 条の趣旨並びに異なった解釈が国内裁判所から生じてくることの危険性、を念頭に留めおくべきである。かかる危険性については、*Bulmer 対 Bollinger* 事件においても、*Schorsch Meier GmbH 対 Hennin* 事件においても、何ら言及がなされてはいない。*Application des Gaz S. A. 対 Falks Veritas Ltd.* 事件において、デニング判事は、国内裁判所からの不断の付託により、結果として、欧州裁判所が「欧州の諸法を、加盟全 9 か国が遵守しなければならない一つの統一法体系へと、形作ってゆくことになるであろう」<sup>83)</sup>と述べている。しかし彼は、この言葉に続けて、自分自身が、第 177 条に対してとってきた態度によって、所与の目的の達成を妨げているということを、付言すべきであったのである。

<sup>82)</sup> *Rheinmühlen Düsseldorf v. EVSt. für Getreide und Futtermittel*, 146 and 166/73 [1974] 1 C. M. L. R. 523.

<sup>83)</sup> [1974] 3 All E. R. 51 at p. 57.

[訳者注＝イギリスから欧州裁判所への付託は、1961—1983年の統計では、ドイツから40%，オランダから16.8%，フランスから14.3%，イタリアから12%，などであるのに比して、わずかに3.6%にしか過ぎない（イギリス加盟後に限った比率はもう少し高い）。(New Law Journal, Dec. 23, 1983, p. 1129)]

## 付 録 付託に関するイギリスの裁判所規則

### 1. 最高司法裁判所規則

#### 第 114 条 欧州共同体司法裁判所への付託

#### ORDER 114 References to the European Court

#### 解釈

#### 第 1 項

本条において、

「裁判所」は、命令をする裁判所を意味し、かつ、控訴院を含み、

「欧州裁判所」は、欧州共同体司法裁判所を意味し、また、

「命令」は、欧州経済共同体を設立する条約の第 177 条、欧州原子力共同体を設立する条約の第 150 条、もしくは、欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約の第 41 条に基づく先行判決を求めて、[または、1982 年民事管轄権および判決法第 1 条第 1 項において言及された諸協定の解釈に関する判決を求めて、]\* 欧州裁判所に問題を付託する命令を意味する。

#### *Interpretation*

#### 1. In this Order—

“the Court” means the court by which an order is made and includes the Court of Appeal;

“the European Court” means the Court of Justice of the European

Communities; and

“order” means an order referring a question to the European Court for a preliminary ruling under Article 177 of the Treaty establishing the European Economic Community, Article 150 of the Treaty establishing the European Atomic Energy Community or Article 41 of the Treaty establishing the European Coal and Steel Community [or for a ruling on the interpretation of the Conventions referred to in s. 1 (1) of the Civil Jurisdiction and Judgments Act 1982]\*.

\* [ ] 内の文章は、1983年最高司法裁判所規則（修正第3号）（1983年制定法文書第1811号（S. I. 1983/1811））により追加された。

## 命令をすること

### 第2項

(1) 命令は、訴訟もしくは事項のあらゆる段階において裁判所自身の発意により、または、裁判所の審理前もしくは審理時における一方の当事者による申立てに基づいて、裁判所によりなされうる。

(2) 申立ては、審理前になされる場合には、申請によりなされるものとする。

(3) 高等法院においては、裁判官自身による場合を除き、いかなる命令もなされないものとする。

### *Making of order*

2.—(1) An order may be made by the Court of its own motion at any stage in a cause or matter, or on application by a party before or at the trial or hearing thereof.

(2) Where an application is made before the trial or hearing, it shall be made by motion.

(3) In the High Court no order shall be made except by a judge in person.

## 命令の附表における先行判決を求める要請の提示

### 第3項

命令は、その附表中に、欧州裁判所の先行判決を求める要請を提示するものとし、また、裁判所は、附表作成の方法および形式について指示を与えることができる。

#### *Schedule to order to set out request for ruling*

3. An order shall set out in a schedule the request for the preliminary ruling of the European Court, and the Court may give directions as to the manner and form in which the schedule is to be prepared.

## 先行判決までの訴訟手続の停止

### 第4項

命令がなされた訴訟手続は、裁判所が別段の命令を下さない限り、欧州裁判所が付託された問題に関して先行判決を下すまでは、停止されるものとする。

#### *Stay of proceedings pending ruling*

4. The proceedings in which an order is made shall, unless the Court otherwise orders, be stayed until the European Court has given a preliminary ruling on the question referred to it.

## 欧州裁判所への命令の送付

### 第5項

命令がなされた場合には、首席補助裁判官は、その謄本を欧州裁判所の登録官へ送付するものとする。ただし、高等法院によりなされた命令の場合には、裁判所が別段の命令をしない限り、当該命令に対す

る上訴の期間が満了するまで、または、上訴が上記の期間内に提起されるときには、上訴について決定が下されるかもしくは別段に処理されるまでは、首席補助裁判官は上記の送付はしないものとする。

*Transmission of order to the European Court*

5. When an order has been made, the Senior Master shall send a copy thereof to the Registrar of the European Court; but in the case of an order made by the High Court, he shall not do so, unless the Court otherwise orders, until the time for appealing against the order has expired or, if an appeal is entered within that time, until the appeal has been determined or otherwise disposed of.

高等法院によりなされる命令に対する上訴

第 6 項

高等法院によりなされる命令は、終局判決であるとみなされるものとし、したがって、それに対する上訴は、許可なしに控訴院に係属するものとする。ただし、〔最高司法裁判所規則〕第 59 条第 4 項第 1 号に基づいて上訴の通知が送達されなければならない期間は、14 日間であるものとする。

*Appeals from orders made by High Court*

6. An order made by the High Court shall be deemed to be a final decision, and accordingly an appeal against it shall lie to the Court of Appeal without leave; but the period within which a notice of appeal must be served under O. 59, r. 4 (1) shall be 14 days.

## 2. 1972年刑事法院（欧州共同体 司法裁判所への付託）規則

1972年制定法文書第1787号

(The Crown Court (References to the  
European Court) Rules 1972)

(S. I. 1972 No. 1787/L. 26)

### 第1条

本規則は、1972年刑事法院（欧州裁判所への付託）規則として引用することができるものとし、かつ、1973年1月1日から施行する。

1. These Rules may be cited as the Crown Court (References to the European Court) Rules 1972 and shall come into operation on 1st January 1973.

### 第2条

(1) 本規則において、

「裁判所」は、刑事法院を意味し、

「欧州裁判所」は、欧州共同体司法裁判所を意味し、また、

「命令」は、欧州経済共同体を設立する条約の第177条、欧州原子力共同体を設立する条約の第150条、もしくは、欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約の第41条に基づく先行判決を求めて、欧州裁判所に問題を付託する命令を意味する。

(2) 1889年解釈法\* は、同法が国会制定法の解釈に適用されるのと同様に本規則の解釈に適用されるものとする。

2.—(1) In these Rules—

“the Court” means the Crown Court;

“the European Court” means the Court of Justice of the European Communities; and

“order” means an order referring a question to the European Court for a preliminary ruling under Article 177 of the Treaty establishing the European Economic Community, Article 150 of the Treaty establishing the European Atomic Energy Community or Article 41 of the Treaty establishing the European Coal and Steel Community.

(2) The Interpretation Act 1889\* shall apply to the interpretation of these Rules as it applies to the interpretation of an Act of Parliament.

\* 現行法は、1978年解釈法 (Interpretation Act 1978) である。

### 第3条

(1) 命令は、裁判所自身の発意により、もしくは、刑事法院における訴訟手続の一方の当事者による申立てに基づいて、裁判所によりなされうる。

(2) 命令は、その附表中に、欧州裁判所の先行判決を求める要請を提示するものとし、また、裁判所は、附表作成の方法および形式について指示を与えることができる。

3.—(1) An order may be made by the Court of its own motion or on application by a party to proceedings in the Crown Court.

(2) An order shall set out in a schedule the request for the preliminary ruling of the European Court, and the Court may give directions as to the manner and form in which the schedule is to be prepared.

—  
—  
—

## 第4条

命令がなされた場合には、謄本は、欧州裁判所の登録官への送付のために、最高司法裁判所（女王座部）の首席補助裁判官へ届けられるものとする。

4. When an order has been made, a copy shall be sent to the senior master of the Supreme Court (Queen's Bench Division) for transmission to the Registrar of the European Court.

## 第5条

(1) 命令がなされた訴訟手続は、裁判所が別段に決定しない限り、欧州裁判所が付託された問題に関して先行判決を下すまで延期されるものとする。

(2) 前項の規定はどれも、裁判所が、命令がなされた後でかつ欧州裁判所により先行判決が下される前の訴訟手続において生ずることのあるすべての先決問題もしくは付随問題を決定することをさまたげるものとみなされないものとする。

5.—(1) The proceedings in which an order is made shall, unless the Court otherwise determines, be adjourned until the European Court has given a preliminary ruling on the question referred to it.

(2) Nothing in paragraph (1) above shall be taken as preventing the Court from deciding any preliminary or incidental question which may arise in the proceedings after an order is made and before a preliminary ruling is given by the European Court.

### 3. 1972年刑事上訴（欧州共同体 司法裁判所への付託）規則

1972年制定法文書第1786号

(The Criminal Appeal (References to the  
European Court) Rules 1972)

(S.I. 1972/1786)

#### 第1条

本規則は、1972年刑事上訴（欧州裁判所への付託）規則として引用することができるものとし、かつ、1973年1月1日から施行する。

1. These Rules may be cited as the Criminal Appeal (References to the European Court) Rules 1972 and shall come into operation on 1st January 1973.

#### 第2条

(1) 本規則において、

「法」は、1968年刑事上訴法を意味し、

「裁判所」は、控訴院刑事部を意味し、

「欧州裁判所」は、欧州共同体司法裁判所を意味し、また、

「命令」は、欧州経済共同体を設立する条約の第177条、欧州原子力共同体を設立する条約の第150条、もしくは、欧州石炭鉄鋼共同体を設立する条約の第41条に基づく先行判決を求めて、欧州裁判所に問題を付託する命令を意味する。

(2) 1889年解釈法\* は、同法が国会制定法の解釈に適用されると同様に本規則の解釈に適用されるものとする。

2.—(1) In these Rules

“the Act” means the Criminal Appeal Act 1968;

“the Court” means the Criminal Division of the Court of Appeal;

“the European Court” means the Court of Justice of the European Communities; and

“order” means an order referring a question to the European Court for a preliminary ruling under Article 177 of the Treaty establishing the European Economic Community, Article 150 of the Treaty establishing the European Atomic Energy Community or Article 41 of the Treaty establishing the European Coal and Steel Community.

(2) The Interpretation Act 1889\* shall apply to the interpretation of these Rules as it applies to the interpretation of an Act of Parliament.

\* 現行法は、1978年解釈法 (Interpretation Act 1978) である。

### 第3条

(1) 命令は、申立てもしくはその他に基づいて、法第1編に基づく上訴または上訴許可の申立てについての決定が下される前のいかなる時においても、裁判所によりなされうる。

(2) 命令は、その附表中に、欧州裁判所の先行判決を求める要請を提示するものとし、また、裁判所は、附表作成の方法および形式について指示を与えることができる。

一  
二  
八

3.—(1) An order may be made by the Court, on application or otherwise, at any time before the determination of an appeal or application for leave to appeal under Part I of the Act.

(2) An order shall set out in a schedule the request for the preliminary ruling of the European Court, and the Court may give directions as to the manner and form in which the schedule is to be prepared.

#### 第4条

命令がなされた場合には、謄本は、欧州裁判所の登録官への送付のために、最高司法裁判所（女王座部）の首席補助裁判官へ届けられるものとする。

4. When an order has been made, a copy shall be sent to the senior master of the Supreme Court (Queen's Bench Division) for transmission to the Registrar of the European Court.

#### 第5条

命令がなされた訴訟手続においては、いかなる上訴もしくは上訴許可の申立ても、裁判所が別段の命令をなさない限り、欧州裁判所が付託された問題に関して先行判決を下すまでは決定されないものとする。

5. No appeal or application for leave to appeal, in the course of which an order is made, shall, unless the Court otherwise orders, be determined until the European Court has given a preliminary ruling on the question referred to it.